

伊那中央病院事務専決代決規程

平成15年4月1日  
訓令第1号

改正 平成18年3月31日 訓令第2号 平成21年9月1日 訓令第4号  
平成24年10月1日 訓令第2号 平成31年3月28日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、伊那中央病院の組合長の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部責任の範囲を明らかにするため事務の専決、代決について必要な事項を定めるものとする。

(専決)

第2条 助役、院長、副院長、診療部長、薬剤部長、診療技術部長、科長、看護部長、看護師長、医療支援部長、室長、事務部長及び課長の専決する事項は、おおむね別表に掲げる事項とする。

(専決の心得等)

第3条 専決の心得、専決の例外、係長の専決の取扱い等については、伊那市事務処理規則(平成18年伊那市規則第5号。以下「規則」という。)の例による。

(代決)

第4条 専決者が不在のときは、下位者がその事務について代決することができる。

2 代決の意義、代決者、代決の制限、後閲等については、規則の例による。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月1日訓令第4号)

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月1日訓令第2号)

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

1 診療部

種業務類の	助役専決事項	院長専決事項	副院長専決事項	診療部長専決事項
服  務	○院長の休暇の承認 ○院長の出張命令	○副院長の休暇の承認 ○副院長の時間外勤務命令 ○副院長の出張命令 ○職員の職務に専念する義務の免除 ○職員の営利企業等従事許可	○診療部長の休暇の承認 ○診療部長の時間外勤務命令 ○診療部長の出張命令	○医師、診療部その他職員（以下「医師等」という）の休暇の承認 ○医師等の時間外勤務命令 ○診療科代表医師等の出張命令 ○医師の6月未満の臨時的任用

2 薬剤部

種業務類の	院長専決事項	副院長専決事項	薬剤部長専決事項	薬剤部科長・室長専決事項
服  務	○職員の職務に専念する義務の免除 ○職員の営利企業等従事許可	○診療技術部長の休暇の承認 ○診療技術部長の時間外勤務命令 ○診療技術部長の出張命令	○科長及び室長の休暇の承認 ○科長及び室長の時間外勤務命令 ○科長及び室長の出張命令	○職員の休暇の承認 ○職員の時間外勤務命令 ○職員の出張命令 ○麻薬及び覚せい剤の譲受

3 診療技術部

種業務類の	院長専決事項	副院長専決事項	診療技術部長専決事項	診療技術部科長・室長専決事項
服  務	○職員の職務に専念する義務の免除 ○職員の営利企業等従事許可	○診療技術部長の休暇の承認 ○診療技術部長の時間外勤務命令 ○診療技術部長の出張命令	○科長及び室長の休暇の承認 ○科長及び室長の時間外勤務命令 ○科長及び室長の出張命令	○職員の休暇の承認 ○職員の時間外勤務命令 ○職員の出張命令

4 看護部

種業務類の	院長専決事項	副院長専決事項	看護部長専決事項	看護師長専決事項
服  務	○職員の職務に専念する義務の免除 ○職員の営利企業等従事許可	○看護部長の休暇の承認 ○看護部長の時間外勤務命令 ○看護部長の出張命令	○副看護部長、看護師長の休暇の承認 ○副看護部長、看護師長の時間外勤務命令 ○副看護部長、看護師長の出張命令	○職員の休暇の承認 ○職員の時間外勤務命令 ○職員の出張命令

5 医療支援部

種業務類の	院長専決事項	副院長専決事項	医療支援部長専決事項	室長専決事項
服  務	○職員の職務に専念する義務の免除 ○職員の営利企業等従事許可	○医療支援部長の休暇の承認 ○医療支援部長の時間外勤務命令 ○医療支援部長の出張命令	○室長の休暇の承認 ○室長の時間外勤務命令 ○室長の出張命令	○職員の休暇の承認 ○職員の時間外勤務命令 ○職員の出張命令

6 事務部

種業務類の	院長専決事項	副院長専決事項	事務部長専決事項	課長専決事項
服  務	○職員の職務に専念する義務の免除 ○職員の営利企業等従事許可	○事務部長の休暇の承認 ○事務部長の時間外勤務命令 ○事務部長の出張命令	○課長の休暇の承認 ○課長の時間外勤務命令 ○課長の出張命令 ○職員（医師を除く）の6月未満の臨時的任用	○職員の休暇の承認 ○職員の時間外勤務命令 ○職員の出張命令

別表第2 (第2条関係)

種業務類の	助役専決事項	院長専決事項	事務部長専決事項	課長専決事項
業 務 執 行		<p>○特に重要な又は異例な通知申請、届出、報告、照会、意見書、願書等の処理方法の決定</p>	<p>○重要な通知、申請、届出、報告、照会、意見書、願書等の処理方法の決定</p> <p>○その他伊那市事務処理規則別表第3の部長専決の例による</p>	<p>○軽易又は定期的な照会、回答、届出、通知、申請、公示、意見書、願書等の処理方法の決定</p> <p>○軽易又は定期的な計画の決定</p> <p>○日宿直者等の決定</p> <p>○公印の持出し、時間外使用許可</p> <p>○職員の身分証明書の発行</p> <p>○職員の健康診断計画の決定</p> <p>○扶養親族、通勤手当、児童手当等の支給者の決定</p> <p>○公用車両の管理保全に必要な事項の決定</p> <p>○乗用車の借り上げ承認</p> <p>○その他伊那市事務処理規則別表第3の課長専決の例による</p>
財 務		<p>○1件40万円以上200万円未満の寄付の採納</p>	<p>○1件10万円以上40万円未満の寄付の採納</p>	<p>○収入に関すること。(寄附採納については1件10万円未満のものとする。)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1件60万円以上100万円未満の食糧費、1件60万円以上100万円未満の交際費に係る支出負担行為の決定</li> <li>○設計金額が1件5,000万円以上1億円未満の入札（随意契約を含む。）の執行</li> <li>○建設工事の権利義務の第三者への譲渡及び一括委任、一括請負の承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1件20万円以上60万円未満の食糧費、1件10万円以上60万円未満の交際費、1件300万円未満の賠償金、1件3,000万円以上の医療器械の購入及び建物及び附帯設備に係る支出負担行為の決定</li> <li>○使用料、手数料の減免</li> <li>○1件20万円以上の予算の流用</li> <li>○予備費の流用</li> <li>○重要な行政財産の目的外使用許可</li> <li>○徴収停止処分決定</li> <li>○設計金額が1件2,000万円以上5,000万円未満の入札（随意契約を含む。）の執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1件300万円以上の支出負担行為の決定（食糧費については1件5万円以上20万円未満、交際費については1件2万円以上10万円未満の支出負担行為の決定とする。）及び1,000万円以上の支出命令。ただし、賠償金、1件3,000万円以上の医療器械の購入及び建物及び附帯設備に係る支出負担行為の決定は除く。</li> <li>○1件5万円以上20万円未満の予算の流用</li> <li>○行政財産の目的外及び1月以上6月未満の使用許可</li> <li>○定期的に行う契約の更新</li> <li>○設計金額が1件300万円以上2,000万円未満の入札（随意契約を含む。）の執行</li> <li>○契約金額が1件300万円以上の工事の検査に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給与条例、規則、その他の例規に定める給与、市町村職員共済組合の負担金等、報酬、賃金、旅費、光熱水費、燃料費、通信運搬費、償還金元金、償還金利子、公課費に係る支出負担行為の決定及び支出命令</li> <li>○上記に掲げるもののほか1件300万円未満の支出負担行為の決定（食糧費については1件5万円未満、交際費については1件2万円未満の支出負担行為の決定とする。）及び1件1,000万円未満の支出命令。ただし、賠償金に係る支出負担行為の決定は除く。</li> <li>○過誤納金の還付命令</li> <li>○1件5万円未満の予算の流用</li> <li>○行政財産の1月未満の使用許可</li> <li>○定期的に行う軽易な契約の更新</li> <li>○設計金額が1件300万円未満の入札（随意契約を含む。）の執行</li> <li>○契約金額が1件300万円未満の工事の検査に関する事項</li> </ul>
--	--	--	--	--

